

(様式第1-2号)

学 則

1 開講の目的

対人理解や対人援助の基本的な視点と理念、専門的な職業人として職務にあたる上での基本姿勢、基礎的な知識・技術等を修得させるとともに、将来的に介護福祉士を目指すことを目的とする。

2 研修の名称 介護職員初任者研修課程

3 課程及び形式 介護職員初任者研修課程 (通学・通信)

4 県内事業所の所在地 高松市築地町 8-17

5 開催期間 (〇ヶ月) 2ヶ月

6 開催回数 (年間) 及び開催時期 年 8 回

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	←→	←→						←→	←→		
		←→	←→							←→	←→
←→					←→	←→	←→				←→
					←→	←→	←→	←→	←→		

(注) ←→ で時期を明示すること。

7 研修内容 (別紙「研修カリキュラム・シラバス」のとおり)

8 講師の氏名及び担当科目並びに専任又は兼任の別 (別紙「講師一覧表」のとおり)

9 研修実施場所

講義	ケアサービス長谷川 長谷川カレッジ	高松市築地町 3-9 築地ビル 2・4 階 高松市屋島西町 1466-1
演習	ケアサービス長谷川 長谷川カレッジ	高松市築地町 3-9 築地ビル 2・4 階 高松市屋島西町 1466-1

10 受講対象者 開催する研修により下記①あるいは②③の対象者を募集する。

- ① 介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修 1 級・2 級課程未修了者。
- ② 介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修 1 級・2 級課程未修了者、かつ求職者支援訓練受講生。求職者支援訓練受講生は特定求職者その他公共職業安定所長が認定職業訓練を受講することが適当であると認めた求職者の方。
- ③ 介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修 1 級・2 級課程未修了者、かつ緊急再就職促進訓練受講生。再就職促進訓練受講生は、公共職業安定所長の受講指示又は受講推薦等を受けることのできる求職者の方

11 受講定員 ①② 15 名

③ 16名

1.2 受講手続及び本人確認の実施方法

10の受講対象者①の場合

I 受講申込書を㈱ケアサービス長谷川に持参もしくは郵送して頂く。基本的には受付順に決定する。

10の受講対象者②の場合

II 公共職業安定所にて申込み後、受講申込書を㈱ケアサービス長谷川に持参もしくは郵送して頂き、面接にて決定する。

10の受講対象者③の場合

III 公共職業安定所にて申込み。

本人確認は受講の申込み受付時に免許証、保険証、パスポート等において実施する。ただし、郵送にて受付した者に関しては開校式にて本人確認を実施する。

1.3 科目の一部免除の取扱いと手続き

生活援助従事者研修修了者、介護に関する入門的研修修了者、認知症介護基礎研修修了者、訪問介護に関する三級課程修了者は、香川県介護員養成研修事業取扱要綱別紙5のとおり、科目を一部免除する。免除を希望する受講者は、保有する資格の修了証明書の写しを学校に提出する。

1.4 受講料、教材費等、受講者が負担すべき費用

10の受講対象者①の場合

I 受講料 88,000 円（消費税抜）。教科書代 7,500 円（消費税抜）。補講の必要な受講生は、別途費用発生。一旦納付された受講料及び教科書代はいかなる理由があっても返金しない。

10の受講対象者②の場合

II 受講料不要。教科書代 7,500 円（消費税抜）。また補講の必要な受講生は、別途費用発生。一旦納付された教科書代はいかなる理由があっても返金しない。

10の受講対象者③の場合

III 受講料不要。教科書代 7,500 円（消費税抜）。また補講の必要な受講生は、別途費用発生。一旦納付された教科書代はいかなる理由があっても返金しない。

1.5 実技評価の方法等 (別紙「実技評価基準等」のとおり)

1.6 修了評価の方法等 (別紙「修了評価基準等」のとおり)

1.7 未修了者又は辞退者の取扱方法及び費用等

自己都合による未修了者及び辞退者においては、介護職員初任者研修課程を修了することは出来ない。一旦納付された受講料及び教科書代はいかなる理由があっても返金しない。

1.8 補講を実施する場合の実施方法及び費用等

10の受講対象者①②の場合

- I 修了基準点に達していない受講者に関しては、補講及び再評価を実施する。補講及び再評価は10,000円（消費税抜）とする。ただし、原則として8ヶ月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は、1年4月以内とする。また、講義及び演習を遅刻・欠席した場合は修了評価を受けられないが、特別な事情があり遅刻・欠席した場合においては次回開催される介護職員初任者研修課程の講義等に出席して頂き、再評価を実施する。介護職員初任者研修課程の講義が今後開催されず、次回開催される介護職員初任者研修課程の講義等に出席できない時は個別に補講を実施する。ただし、補講料は1時間2,000円（消費税抜）とする。ただし、原則として8ヶ月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は、1年4月以内とする。

10の受講対象者③の場合

- II 修了基準点に達していない受講者に関しては、補講及び再評価を実施する。補講及び再評価料は10,000円（消費税抜）とする。ただし、原則として8ヶ月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は、1年4月以内とする。また、講義及び演習を遅刻・欠席した場合は修了評価を受けられないが、特別な事情があり遅刻・欠席した場合においては個別に補講を実施し、補講料は1時間2,000円（消費税抜）とする。もしくは、次回開催される介護職員初任者研修課程の講義等に出席して頂き、再評価を実施する。上記二つは受講生の意向等を踏まえつつ、受講生の負担にならないよう適切に決定する。介護職員初任者研修課程の講義が今後開催されず、次回開催される介護職員初任者研修課程の講義等に出席できない時は個別に補講を実施する。ただし、補講料は1時間2,000円（消費税抜）とする。ただし、原則として8ヶ月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は、1年4月以内とする。

19 問合せ・申込み先

長谷川カレッジ 所在地：高松市屋島西町1466-1
TEL : 087-813-7615
担当 : 植村英輝

20 情報の開示を行うためのインターネット上の事業者のホームページアドレス

<http://www.careservice-hasegawa.com/index.html>

21 その他